

○基準条例（案）と関連施設基準の比較

項目		基準条例（案）		県の関係施設の基準		
			移行特例	幼保連携型認定こども園	幼稚園	保育所
学級編制・職員	学級編制	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級編制を行うこととし、専任の保育教諭等1名を配置する。 ・学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児での編制を原則とする。 ・1学級の幼児数は 3歳児30人以下、4歳以上児35人以下を原則とする。 ※国基準は年齢に関わらず35人以下を原則 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上児の学級編制及び学級担任配置。 ・1学級の幼児数は 3歳児30人以下、4歳以上児は35人以下を原則とする。 ※国基準は年齢に関わらず35人以下を原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児での学級編制を原則とする。 ・1学級の幼児数は 3歳児30人以下、4歳以上児は35人以下を原則とし、学級担任は専任の職員を配置 ※国基準は年齢に関わらず35人以下を原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置 0歳児3:1、 1,2歳児6:1、 3歳児20:1、 4歳以上児30:1 ・常時2人以上の配置
	職員配置基準①（保育教諭等の配置）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等（幼稚園教諭免許状、保育士資格の併有者）の配置基準 0歳児3:1、1,2歳児6:1、3歳児20:1、 4歳以上児30:1 ・常時2人以上の配置 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置 長時間利用児 ・0歳児3:1、1,2歳児6:1、 3歳児20:1、4歳以上児30:1 短時間利用児 3歳児30:1、4歳以上児35:1 ・常時2人以上の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭は原則必置（副園長を置く等の場合は不要） ・主幹養護教諭、養護教諭及び事務職員配置の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員（調理業務全部委託の場合を除く）
	職員配置基準②（その他の職員の配置）	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員は必置（調理業務の委託を行う場合はこの限りではない。） ・副園長又は教頭並びに主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭並びに事務職員配置の努力義務 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室、遊戯室、職員室、保健室及び便所は必置。 ・保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室（満2歳以上） ・ほふく室又は乳児室 ・医務室、便所
設備	保育室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上 保育室、遊戯室（兼用可） ・満3歳以上の保育室は学級数以上設置 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 ・職員室、便所 ・保健室（職員室との兼用可） 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室（満2歳以上）、ほふく室又は乳児室 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室、遊戯室、職員室、保健室及び便所は必置。 ・保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室（満2歳以上） ・ほふく室又は乳児室 ・医務室、便所

項目		基準条例（案）		県の関係施設の基準		
			移行特例	幼保連携型認定こども園	幼稚園	保育所
設備	園舎の階数、 保育室等の設置階	<p>・園舎の階数は2階建以下を原則とする。 ※特別な事情がある場合（例：地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合）は、3階建以上も可。</p> <p>・保育室等の設置は1階が原則 ※耐火建築物であり、保育所で求められている設備等を備える場合は2階に、3歳未満児の保育室等については、3階以上も可。 ※満3歳以上児に関する部分については3階以上の設置は原則不可。 ※面積算入の対象となる園庭を屋上と同一階、又は上下1階に設置する場合は3階以上の設置可。</p>	<p>【保育所】 保育室等の2階設置については、園舎が準耐火であっても保育所基準（退避上有効な設備）を備えていれば設置可</p> <p>【幼稚園】 保育室等の2階設置について、幼稚園基準（耐火建築物かつ待避上必要な施設※）を備えていれば可 ※建築基準法や消防法等で求められる施設</p>	<p>※規定なし。 （幼稚園及び保育所基準による）</p>	<p>・園舎は2階建以下が原則。特別な事情の場合は3階以上も可。</p> <p>・2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便は1階に設置。 （耐火建築物かつ待避上必要な施設※）を備えていれば可 ※建築基準法や消防法等で求められる施設</p>	<p>・階数による制限なし ・耐火構造、転落防止設備、避難階段等の設備が条件。</p>

項目		基準条例（案）		県の関係施設の基準		
			移行特例	幼保連携型認定こども園	幼稚園	保育所
設備	園舎・保育室等の面積	<p>・園舎、保育室等の面積については、いずれも以下の幼稚園・保育所の基準を満たすものとする。</p> <p>園舎面積基準 (3歳未満の子どもに係る部分を除く) 1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡</p> <p>保育室等の面積 乳児室、ほふく室:1人につき3.3㎡以上 保育室及び遊戯室:1.98㎡以上 ※国基準は乳児室:1人につき1.65㎡以上</p>	<p>【保育所】 ・満3歳以上児の保育室等の面積が保育所基準を満たしている場合には、幼稚園基準の園舎面積(1学級:180㎡等)を満たさなくてもよい。</p> <p>【幼稚園】 ・園舎面積(満3歳未満の乳幼児に係る部分を除く)が、幼稚園基準を満たす場合には、保育所の保育室等の面積基準を満たさなくてもよい。</p>	<p>園舎面積基準 (3歳未満の子どもに係る部分を除く) 1学級 180㎡ 2学級以上 320+100×(学級数-2)㎡</p> <p>保育室等の面積 乳児室、ほふく室 1人につき3.3㎡以上 保育室、遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ※国基準は乳児室:1人につき1.65㎡以上 ○移行特例 【保育所】 ・満3歳以上児の保育室等の面積が保育所基準を満たしている場合には、幼稚園基準の園舎面積(1学級:180㎡等)を満たさなくてもよい。</p> <p>【幼稚園】 ・園舎面積(満3歳未満の乳幼児に係る部分を除く)が、幼稚園基準を満たす場合には、保育所の保育室等の面積基準を満たさなくてもよい。</p>	<p>園舎面積基準 1学級 180㎡ 2学級以上 320+100×(学級数-2)㎡</p>	<p>保育室等の面積 乳児室、ほふく室 1人につき3.3㎡以上 保育室、遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ※国基準は乳児室:1人につき1.65㎡以上</p>

項目		基準条例（案）		県の関係施設の基準		
			移行特例	幼保連携型認定こども園	幼稚園	保育所
設備	園庭（運動場、屋外遊技場）の設置・面積等①	<p>・園庭は必置とし、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。</p> <p>必要となる面積は、</p> <p>満3歳以上の子どもについては、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。</p> <p>満2歳の子どものについては保育所基準による面積。</p> <p>園庭基準面積（幼稚園基準）</p> <p>2学級以下：$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$</p> <p>3学級以上：$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$</p> <p>園庭基準面積（保育所基準）</p> <p>2歳以上児1人につき 3.3 m^2</p> <p>・名称は「園庭」とする。</p> <p>（幼稚園→運動場、保育所→屋外遊技場）</p>	<p>【保育所】</p> <p>満3歳以上児の園庭の面積が保育所基準以上である場合には、幼稚園基準（1学級：330 m^2等）を満たさなくてもよい。</p> <p>【幼稚園】</p> <p>満3歳以上児について、幼稚園の設置基準面積と、満2歳児に係る保育所面積を合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。</p>	<p>・屋外遊技場は必置</p> <p>屋外遊技場基準面積</p> <p>2学級以下</p> <p>$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$</p> <p>3学級以上</p> <p>$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$</p> <p>園庭基準面積（保育所基準）</p> <p>2歳以上児1人につき 3.3 m^2</p> <p>○移行特例</p> <p>【保育所】</p> <p>満3歳以上児の園庭の面積が保育所基準以上である場合には、幼稚園基準（1学級：330 m^2等）を満たさなくてもよい。</p> <p>【幼稚園】</p> <p>満3歳以上児について、幼稚園の設置基準面積と、満2歳児に係る保育所面積を合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。</p>	<p>・運動場は必置</p> <p>運動場基準面積</p> <p>2学級以下</p> <p>$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$</p> <p>3学級以上</p> <p>$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$</p> <p>・園舎と同一敷地内又は隣接する位置が原則</p>	<p>・原則屋外遊技場は必置</p> <p>屋外遊技場面積基準</p> <p>2歳以上児1人につき 3.3 m^2</p> <p>・付近の適当な場所を代替地とできる</p>

項目		基準条例（案）		県の関係施設の基準		
			移行特例	幼保連携型認定こども園	幼稚園	保育所
設備	園庭の設置・面積等②（代替地や屋上の取扱い）	<p>・園庭は園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とし、代替地（近隣公園や境内等）や屋上の算入は原則不可とする。</p> <p>※実際の公園等の利用を妨げるものではないが、基準上の面積とはカウントしない。</p> <p>※ただし、屋上は以下の要件を満たせば面積算入可。</p> <p>〈屋上を活用する場合〉</p> <p>①耐火建築物であること</p> <p>②教育・保育が効果的に実施できる環境</p> <p>③屋上又は同一階に、便所、水飲み場等の設置</p> <p>④防災に留意（避難用階段、防火戸、転落防止の金網等）</p> <p>⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合</p> <p>⑥保育室と同じ階又は保育室があるか階数の上下1階の範囲内に位置すること。</p>	<p>【保育所又は幼稚園】</p> <p>以下の要件を満たす場合には、満2歳児に限り、「代替地」又は「屋上」の面積算入可</p> <p>・代替地</p> <p>①子どもの安全な移動手段が確保</p> <p>②子どもが安全に利用できる場所</p> <p>③利用時間を日常的に確保できる場所</p> <p>④教育及び保育の適切な提供が可能な場所</p> <p>・屋上</p> <p>①耐火建築物であること</p> <p>②教育・保育が効果的に実施できる環境</p> <p>③屋上又は同一階に、便所、水飲み場等の設置</p> <p>④防災に留意（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）</p>	<p>・代替地、屋上については、要件を満たす場合に限り面積算入可</p>	<p>・規定なし（屋上の算入は不可）</p>	<p>・代替地、屋上については要件を満たす場合に面積算入可</p>
	調理室の設置	<p>・自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。</p> <p>・ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。</p> <p>・外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p>	-	<p>・保育所基準と同様</p>	<p>・給食施設を備えるようと努める。</p>	<p>・調理室は必置</p> <p>・外部搬入（3歳以上児のみ）を行う場合は、再加熱や冷蔵庫等の設備が必要。</p>

項目		基準条例（案）		県の関係施設の基準		
			移行特例	幼保連携型認定こども園	幼稚園	保育所
設備	その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は<u>必置</u>。 ・放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は<u>努力義務</u>。 	-	・規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・必置設備 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備 ・設置に努める設備 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室 	・規定なし
運営	平等取り扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用の負担の有無による差別的扱いの禁止。 ・園児に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為の禁止。 ・園長は園児に対し、懲戒に関しその福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為を禁止。 ・職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。 	-	・規定なし	・規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍、信条等による差別の禁止 ・園児への虐待等の禁止 ・懲戒権限濫用の禁止 ・業務上知り得た利用者、家族の秘密漏えいの禁止
	教育時間・保育時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、原則4時間とする。 ・満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこと。 ・教育・保育時間については、1日につき8時間を原則とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、園長が決定。 ・1日の開園時間を原則11時間とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、園長が決定する。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・1年の開園日数及び1日の開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて決める。 ・満3歳以上の短時間利用児、長時間利用児の共通利用時間は4時間程度 ・保育に欠ける子どもに対する1日の保育時間は、原則8時間とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学期の区分・長期休業日を設ける。 ・毎学年の教育週数は39週数を下らない。 ・1日の教育課程に係る時間は4時間を標準とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育時間については、1日につき8時間を原則とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の施設を考慮し、施設長が定める。 ・1日の開所時間を原則11時間とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、施設長が定める。

項目		基準条例（案）		県の関係施設の基準		
			移行特例	幼保連携型認定こども園	幼稚園	保育所
運営	食事の提供 （範囲、方法）	<ul style="list-style-type: none"> ・2号子ども及び3号子どもについては、食事の提供を義務付け、1号子どもへの提供については、園の判断。 ・原則自園調理とし、満3歳以上の子どもについては、外部搬入可。 ・満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。 ・食事の提供が必要な2号子ども及び3号子どもに対しても、保護者が希望する場合や園の行事等（「お弁当の日」の設定等）の際には、弁当持参可。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供範囲・方法は保育所と同じ。（保育に欠ける、欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。） ・保育に欠けない子どもについては、弁当持参という対応も可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供範囲及び方法に関する規定はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての在園児に対し食事の提供が必要。 ・要件を満たすことで、3歳以上児については、外部搬入によることができる。
	職員研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全てが、必要な知識及び技能の修得等に努める。 ・施設が職員に対して研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし ※教育基本法等で「学校」という枠組みで規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な知識及び技能の修得等に努める。 ・施設は、職員に対し研修の機会を確保しなければならない。
	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じる。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
	家庭・地域との連携、保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定。 ※学校評議員については、認定こども園法施行規則で規定。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と認定こども園との連携や説明、保護者に対し施設の活動への参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域との連携協力の努力義務。（教育基本法） ・学校運営の状況の積極的な情報提供。（学校教育法） ・学校評議員（園長の求めに応じ学校運営委に関し意見を述べる。幼稚園以外の者で教育に理解・見識のあるものを委嘱）を置くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容の説明の努力義務。 ・保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務。

項 目		基準条例（案）		県の関係施設の基準		
			移行特例	幼保連携型認定こども園	幼稚園	保育所
運 営	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行う。 ・国の規則において具体的な内容は規定。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行う。 ・保護者からの相談に対する情報提供及び助言、一時的に子どもを保育する 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭及び地域における教育の支援に努める。(学校教育法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。(児童福祉法)
そ の 他	旧幼保連携型認定こども園経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月 1 日(改正された認定こども園法の施行予定日)において存在する、旧制度での幼保連携型認定こども園について、職員配置については5年間、設備については当分の間、旧制度における基準とする。 	-	-	-	-